

令和6年度4月～3月

五泉市ごみ収集日程表

五泉F地区

当日朝8時までに町内会等で決められたごみステーションに出しましょう

- ◆五泉F地区対象町内
- ・橋田・尻上・宮古・寺本・門前・菅沢・荻曾根・土深・町屋・新保・五百地・大沢・西四ツ屋
- ・赤海2～3丁目

☆収集日が休祝日にあたる場合

・燃えるごみは収集しません。

・燃えるごみ以外は代替収集日 に出してください。

令和6年4月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2 可燃	3 びん	4 可燃	5	6 可燃
7	8 古紙	9 可燃	10 かん	11 可燃	12	13 可燃
14	15 プラ 有害	16 可燃	17 不燃	18 可燃	19	20 可燃
21	22 古紙	23 可燃	24 かん	25 可燃	26	27 可燃
28	29 祝日	30 可燃				

5月

日	月	火	水	木	金	土
			1 びん	2 可燃	3 祝日	4 祝日
5	6 祝日	7 可燃	8 かん	9 可燃	10	11 可燃
12	13 古紙	14 可燃	15 不燃	16 可燃	17	18 可燃
19	20 古着 プラ	21 可燃	22 かん	23 可燃	24	25 可燃
26	27 古紙	28 可燃	29	30 可燃	31	

6月

日	月	火	水	木	金	土
						1 可燃
2	3	4 可燃	5 びん	6 可燃	7	8 可燃
9	10 古紙	11 可燃	12 かん	13 可燃	14	15 可燃
16	17 プラ 有害	18 可燃	19 不燃	20 可燃	21	22 可燃
23 /30	24 古紙	25 可燃	26 かん	27 可燃	28	29 可燃

7月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2 可燃	3 びん	4 可燃	5	6 可燃
7	8 古紙	9 可燃	10 かん	11 可燃	12	13 可燃
14	15 祝日	16 可燃	17 不燃	18 可燃	19	20 可燃
21	22 古着 プラ	23 可燃	24 かん	25 可燃	26	27 可燃
28	29 古紙	30 可燃	31			

8月

日	月	火	水	木	金	土
				1 可燃	2	3 可燃
4	5 古紙	6 可燃	7 びん	8 可燃	9	10 可燃
11	12 祝日	13 可燃	14 かん	15 可燃	16	17 可燃
18	19 プラ 有害	20 可燃	21 不燃	22 可燃	23	24 可燃
25	26 古紙	27 可燃	28 かん	29 可燃	30	31 可燃

9月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 古紙	3 可燃	4 びん	5 可燃	6	7 可燃
8	9 古着 プラ	10 可燃	11 かん	12 可燃	13	14 可燃
15	16 祝日	17 可燃	18 不燃	19 可燃	20	21 可燃
22	23 祝日	24 可燃	25 かん	26 可燃	27	28 可燃
29	30 古紙					

10月

日	月	火	水	木	金	土
		1 可燃	2 びん	3 可燃	4	5 可燃
6	7 古紙	8 可燃	9 かん	10 可燃	11	12 可燃
13	14 祝日	15 可燃	16 不燃	17 可燃	18	19 可燃
20	21 プラ 有害	22 可燃	23 かん	24 可燃	25	26 可燃
27	28 古紙	29 可燃	30 かん	31 可燃		

11月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2 可燃
3	4 祝日	5 可燃	6 びん	7 可燃	8	9 可燃
10	11 古紙	12 可燃	13 かん	14 可燃	15	16 可燃
17	18 古着 プラ	19 可燃	20 不燃	21 可燃	22	23 祝日
24	25 古紙	26 可燃	27 かん	28 可燃	29	30 可燃

12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 可燃	4 びん	5 可燃	6	7 可燃
8	9 古紙	10 可燃	11 かん	12 可燃	13	14 可燃
15	16 プラ 有害	17 可燃	18 不燃	19 可燃	20	21 可燃
22	23 古紙	24 可燃	25 かん	26 可燃	27	28 可燃
29	30	31 可燃	通常の収集時間より早まる場合があります			

令和7年1月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4 可燃
5	6 古紙	7 可燃	8 びん	9 可燃	10	11 可燃
12	13 祝日	14 可燃	15 かん	16 可燃	17	18 可燃
19	20 古着 プラ	21 可燃	22 不燃	23 可燃	24	25 可燃
26	27 古紙	28 可燃	29 かん	30 可燃	31	

2月

日	月	火	水	木	金	土
						1 可燃
2	3 古紙	4 可燃	5 びん	6 可燃	7	8 可燃
9	10 プラ 有害	11 祝日	12 かん	13 可燃	14	15 可燃
16	17 古紙	18 可燃	19 不燃	20 可燃	21	22 可燃
23	24 祝日	25 可燃	26 かん	27 可燃	28	

3月

日	月	火	水	木	金	土
						1 可燃
2	3	4 可燃	5 びん	6 可燃	7	8 可燃
9	10 古紙	11 可燃	12 かん	13 可燃	14	15 可燃
16	17 古着 プラ	18 可燃	19 不燃	20 祝日	21	22 可燃
23 /30	24 古紙	25 可燃	26 かん	27 可燃	28	29 可燃

※10月から「容器包装プラスチック」の分別収集が始まります。

◆収集カレンダー凡例◆

燃えるごみ 燃えないごみ かん類 びん類 古紙類 古着 プラスチック類 プラスチック 有害ごみ プラ 代替収集日

可燃 不燃 かん びん 古紙 古着 プラ 有害 プラ 有害

ごみ収集運搬許可業者

南川口商店 42-3563 南武藤清掃工業 42-5000 榊鶴木産業 42-0887

し尿収集・浄化槽清掃許可業者

五泉衛生社 42-3724 榊浅井衛生社 42-4217 榊高野浄化槽管理サービス 42-3025 長谷川衛生社 43-2458 榊環境設備保全 43-5440

◆ごみに関する問い合わせ先◆

○市役所環境保全課衛生係 TEL 0250-43-3911

○五泉地域衛生施設組合(ごみ焼却場) TEL 0250-43-3852

◆ごみの出し方の注意◆

☆当日の朝8時以降、特に収集が終わった後には絶対に出さないでください。

☆分別方法を確認して上の日程表に従って出してください。

☆収集日を間違えて出したごみは出した人が必ず持ち帰り、正しい収集日にしてください。

☆事業所(会社・商店など)から出るごみは、ごみステーションに出せません。

事業者自ら処分するか、収集運搬業者に依頼し処分してください。

☆引っ越しなどで大量にごみが出る場合は事前に市へ相談してください。

古着

★回収対象(人が身につけるもの)

Tシャツ、ズボン、スカート、ジャージ、セーター、ジャンパー、スーツ、靴下、帽子、ハンカチ、帯、着物、ネクタイ、ストッキング、下着全般など

●透明・半透明の袋に入れる

「燃えるごみ」として出すもの

・上記のものでも、汚れのひどいもの、臭いのついたもの、カビのついたものなど

・毛布、枕、スキーウェア、じゅうたん、タオルケット、など

処理困難物(ごみステーションに出せないもの)

◆市の処理場で処理できないため収集できません。

収集委託業者へ依頼するか、販売店に相談してください。(有料)

・下図の他、バッテリー ・農機具 ・農業廃棄物 ・L Pボンベ ・漬物石 ・在宅医療注射針

・自動車の部品 ・浴槽 ・網戸 ・塗料 ・廃油など

ドラム缶 バイク、スクーター 農業、劇薬 消火器 スプリング入りのマットレス、ソファー ビア、オルガン、エレクトーン タイヤ、ホイール

◆このほか家電リサイクル法対象品目(テレビ・冷蔵庫等)、家庭用パソコンも回収できません。

◆処理困難物や家電リサイクル法対象品目を分解したものも回収できません。

燃えるごみ

★生ごみ・草・木材・25cm四方以内の小型プラスチックなどが対象です

※長さ40cmまたは直径5cmを超える枝木や木製の家具類は焼却場(裏面参照)に直接搬入するか、収集業者にご相談ください

※食品トレイはスーパー等でも回収しています

●透明・半透明の袋に入れてしぼる

・小型プラスチック(おもちゃ、CDなど)

・ゴム製品 ・紙おむつ

・使い捨てライター ・紙皿、紙コップ

・アルミ箔 ・革製品

・在宅医療によるごみ(注射針以外)

水気を切る 電池を取り外す

汚物はトイレへ ガスを使い切る

●ひもでしぼる

・布団、カーペット…1m以内に丸めてしぼる(電気毛布、電気カーペットも)

スウィッチなどは「燃えないごみ」の日へ

・枝木…長さ40cm以内で束ねる

・板類、木製家具類…40cm四方以内に切断ししぼる

長さ40cm以内に スイッチ、コードを取り外し、丸めて縛る

10月から、マークのついているものは容器包装プラスチック(プラマークごみ)の日へ

びん類

★飲食用びん・薬品びん(農業系を除く)のうち、割れていないもの(ヒビ入りのもの含む)が対象です

●ごみステーション備え付けの網目のコンテナに入れる

一升瓶、ビール瓶はできるだけ分けてコンテナに入れる

・中身は出し切り、軽く水洗いしてきれいな状態で出しましょう。(シールをはがす必要はありません)

・ビニール袋から出してコンテナへ

・割れたびんの破片は「燃えないごみ」の日へ

10月から新しい分別収集が加わります!

容器包装プラスチック(プラマークごみ)

★商品の中身を使い切ったり、取り出したりした時に不要になるプラスチック製の容器や包装です

●透明・半透明の袋に入れてしぼる

パック類 袋・ラベル類 ボトル類 トレイ類

カップ類 チューブ類 プラスチック製のキャップ

発泡スチロール・気泡緩衝材などの梱包資材

スプレー缶、カセットボンベは中身のガスを使い切る(穴をあける場合は、よく説明書を読んでください。)

三重袋はダメ!

このマークが目印です

・出すものにマークが付いているか確認する

・必ず中身を使い切り、汚れを取り除く(軽く中身を洗う、雑巾などで拭き取る)

有害ごみ

★下記の製品が対象です

●ごみステーションの資源物コンテナに入れる

・蛍光灯

・乾電池(アルカリ電池、マンガン電池)

・充電式電池

・ボタン電池

・水銀温度計

・水銀体温計

デジタル体温計は「燃えないごみ」の日へ

箱から出してコンテナへ

小型充電式電池は家電販売店もしくは市の専用回収箱(市役所環境保全課および村松支所)へ

かん類

★飲食用かん(ふたを含む)・スプレー缶・かん容器が対象です

●ごみステーション備え付けのコンテナに入れる

・中身は出し切り、軽く水洗いしてきれいな状態で出しましょう

・コンテナに入りにくい場合は、ビニール袋に入れたまま出してください

※一斗缶とペンキ缶は「燃えないごみ」の日へ

スプレー缶、カセットボンベは中身のガスを使い切る(穴をあける場合は、よく説明書を読んでください。)

燃えないごみ

★素材に金属やガラス類を含むものが対象です(1.8m以内)

●ごみステーションのコンテナに入れる

・小さい金属類 ・白熱電球

・小さい電化製品 ・傘

●ひもでしぼる

・トタン板、金属の波板など

・スキー板、ストック

●そのまま出す

・自転車 ・大きい電化製品

・一輪車 ・一斗缶(中身は取り除く)

・チャイルドシート ・スノーダンプ

・刃物類

(刃先を紙などで包み「危険」と表示)

※1.8mを超えるものは上記業者に相談ください

※ストーブ類の灯油は抜いて出す

※電化製品の電池は取り除き出す

※家電リサイクル対象4品目とパソコンは燃えないごみには出せません(裏面参照)

●せともの・ガラス類

網目の無いコンテナに入れる

プラスチック類

★素材がプラスチックのもので25cm四方を超えるものが対象です

●そのまま出すか、透明・半透明の袋に入れてしぼる

・ポリ容器 ・ポリタンク

・大きいプラスチックおもちゃなど

・発泡スチロール(魚箱、保護材)

中身を出し軽く洗う

●ひもでしぼる

・雨どい

・プラ波板

折りたたむか丸めてしぼり1m以内にすする

※25cm四方以内のプラスチック製品は「燃えるごみ」の日へ

※食品トレイはスーパー等でも回収しています

10月から、マークのついているものや発泡スチロールは容器包装プラスチック(プラマークごみ)の日へ

古紙類

★下記の紙製品・封筒・紙箱・紙袋・その他細かい紙が対象です

●種類毎にひもでしぼる

・新聞紙

・紙パック

内側が銀色の物は「燃えるごみ」に

・雑誌チラシ

・段ボール

お菓子の紙箱、細かい紙は紙袋や封筒にまとめて入れて出せます

ペットボトルの捨て方は裏面へ